

人間の尊厳と経済秩序

オズヴァルト・フォン・ネル＝ブロイニング研究所の経済倫理

桐原隆弘

Human Dignity and Economic Order

Ethics of Economy by Nell-Breuning Institute for Economic-and Social Ethics

Takahiro Kirihara

Abstract : In this paper I introduce and discuss some aspects of the business-ethical investigations of a think tank for social ethics ; “Oswald von Nell-Breuning-Institut Frankfurt für Wirtschafts-und Gesellschaftsethik” and thereby research the applicability of Kantian normative theory to the business ethics. Oswald von Nell-Breuning (1890–1991), who is known as a writer of “Encyclical” of 1931 ; Quadragesimo Anno, called the representative theorists of “social market economy” (Ludwig Erhard, Alfred Müller-Armack etc.) “Neu-Kantianer (new Kantian)” and argued that because they regarded economic welfare as a “regulative idea”, they could make only negative policies which control only results of free economic competitions. Nell-Breuning esteemed as roles of government the structural policies including redistribution, besides conservation of private autonomy and maintenance of market order. He suggested that the true social states (der wahre Sozialstaat) could only be realized, when economic order is integrated into “multidimensional world of values (mehrdimensionale Wertewelt)”.

In his dissertation of 1928 *The Main Features of Moral of Stock Market (Grundzüge der Börsenmoral)* Nell-Breuning determines the stock market as “the periodical meeting for exchange of goods by merchants at a fixed place” and identifies the stock market with the capitalistic economic order. He sees (in accordance with Max Weber) not only the purpose of capitalistic production in the pursuit of profit but also the inevitable anonymity or depersonalization in stock market following the development of world economy. Stock market is – according to NB – can be further a “democratic” institution which corresponds with basic human needs (ex. needs for exchange). On the other hand he insists that it is false to assume (like utilitarian) every economic behavior as such to be value-free and to be evaluated ethically only by its results in the whole society and that all the aspects of the economic behavior must be able to be verified both by private and public benefits.

Friedhelm Hengsbach (1937–), who had been the director of Nell-Breuning Institute from 1992 to 2006, proposes in his paper „Human dignity as critical benchmark of economic development (Menschenwürde als kritischer Masstab wirtschaftlicher Entwicklung)” (1994) some ethical conditions for capitalistic economy. Because substantial capital (instruments of production) and money capital (commanding power of production) have been separated from each other (“separation of ownership from management”), capitalism has become more and more the relation of social power, in which the fare allocation or regulation of power is of importance. In accordance with today’s gradual relativization of inner cooperative hierarchy, Hengsbach investigates the possibility of “democratic capitalism” which enables laborers as well as capital providers to be qualified to attend the enterprise in the market and to legitimize it.

According to Bernhard Emunds (1962–), who is the director of the institute from 2006, making credit above equity, which had been restricted for 50 years (from 1929 to 1979), was approved in 1980s, which caused the price bubble in the estate market. The financial crisis after the subprime mortgage crisis has been damaging especially developing countries and transition economies. Emunds argues therefore that from the ethical point of view the countries integrated in the international financial market in cooperation with international organizations must make the financial economy come back to the status of a servant of substantial economy.

Nell-Breuning emphasized the continuity between personal- and social ethics or private- and public interests and doesn’t accept a sharp distinction between subjectivity and objectivity as in the modern understanding of morality. When he called critically the representatives of the social market economy “Neu-Kantianer”, he intended to integrate the individual motives and the social institutions from the perspective of common good. In recent studies of Nell-Breuning Institute appear arguments concerning Kantian philosophy (ex. self-responsibility and personality ; Hengsbach, democratic form of life; Hengsbach, international democratic order of financial economy; Emunds). For the further investigation of the theoretical- and practical activities of the institute in relation to the Kantian philosophy it would be necessary for us to reconstruct the “normative liberalism” of Kant especially on ground of the idea of human dignity.

Key words : business ethics, Nell-Breuning Institute, Kantian “normative liberalism”, moral of stock market, human dignity, democratic capitalism, international financial market, common good

はじめに

カントの道徳哲学は、『道徳形而上学の基礎づけ』の定言命法においてその最も簡潔な表現がみいだされる。その内容は、1) 格率の普遍化可能性, 2) 人格の尊厳, 3) 自己立法(自律)を大きな柱とする。カントはまた彼の法・政治哲学において、1) 労働所有論批判, 2) 植民地主義批判を展開している(文献1)。カント実践哲学はフィヒテ経済論における農本主義的思想および貿易制限論、あるいはヘーゲルにおける労働(Arbeit)による自己形成の論理ならびに「欲求の体系」としての市民社会論がいずれも国民主義的要素をもっているのとは対照的に、社会経済問題への普遍主義的アプローチの基盤となりうる。

カントの道徳哲学は近年、経済倫理の文脈において、資源利用および環境負荷にかんする工業国・発展途上国間の正義論(ヴッパータール研究所; 文献2)、人間の尊厳を基調とする経済秩序の構想(オズヴァルト・フォン・ネル=ブロイニング経済社会倫理研究所)、企業行動の倫理的評価をつうじて企業間の「倫理的競争」をうながし、持続可能な企業行動の指針を経済アクターが主体的に確立・実現することを目指す理論および実践(ヨハネス・ホフマンの「倫理的・エコロジー的企業評価」)などにおいて援用されている。そこで本稿ではこのうちオズヴァルト・フォン・ネル=ブロイニング経済社会研究所(以下「ネル=ブロイニング研究所」と略記)の経済倫理学的研究の一部を紹介・論評し、カント的規範理論の経済倫理への応用可能性について検討したい。

オズヴァルト・フォン・ネル=ブロイニング とネル=ブロイニング研究所

ネル=ブロイニング研究所(Oswald von Nell-Breuning-Institut Frankfurt für Wirtschafts- und Gesellschaftsethik <http://www.sankt-georgen.de/nbi/>)はドイツ・フランクフルト市にあるザンクト・ゲオルゲン哲学神学校(Philosophisch-Theologische Hochschule Sankt Georgen)に付設されている社会経済倫理研究所である。同神学校で教鞭をとり、1931年のローマ教皇ピウス11世による「回勅(Enzyklika)」、 「クワドラジェシモ・アンノ(Quadragesimo Anno)」執筆者の一人でもあったオズヴァルト・フォン・ネル=ブロイニング神父(Pater Oswald von Nell-Breuning, 1890-1991)にちなんで創設された。キリスト教社会倫理にもと

づいた研究および政策提言を任務とし、研究の重点は「営利労働および社会国家の将来」ならびに「国際金融市場および世界経済の発展」である。

ネル=ブロイニングはザンクト・ゲオルゲン神学校のほかに、1948年以来、フランクフルト大学哲学部においても道徳神学および社会倫理の講座を、さらに1956年からは同大学の経済学・社会科学部において「経済の哲学的基礎」の講座を客員教授として担当している。フランクフルトには、労働問題を専門とするマルクス主義者カール・グリュンベルクによって1923年に創設され、ナチス政権誕生によって閉鎖された「社会研究所(Institut für Sozialforschung)」があった。同研究所は1950年、「フランクフルト学派」で知られ、亡命先のロサンゼルスからフランクフルトへもどってきたマックス・ホルクハイマーおよびTh.W.アドルノによって再建された。ネル=ブロイニングと社会研究所のメンバーの間には直接のコンタクトはなかったものと思われるが、ドイツ・ヨーロッパ経済の中心地のひとつフランクフルトにおいて戦後、キリスト教社会倫理と、異色のマルクス主義的社会哲学が同時並行的に展開されたことは興味深い事実である(文献3, 4)^{注1)}。

ネル=ブロイニングは戦後、社会民主党(SPD)ならびにキリスト教民主同盟(CDU)のいずれにたいしても重要な政策提言者としての役割をはたした。とりわけ注目に値するのは、彼が戦後ドイツの「新自由主義(Neoliberalismus)」にもとづくことされる「いわゆる“社会的市場経済”(die sogenannte “Soziale Marktwirtschaft”）」にたいして、1970年代まで批判的であったという事実である。回勅「クワドラジェシモ・アンノ(QA)」においてピウス11世は、市場経済における競争の自由を擁護しながらも、その「自己統制(Selbststeuerung)」機能はみとめていなかった。自由競争が「人類に幸福をもたらすためには、十分に制御され、賢明に統率されなければならない」。そしてそれが実現されるためには「社会正義ならびに社会愛」によって「破壊的な個人主義的理論の実践への転用」を是正することが必要である(QA, 88)。これが世界恐慌後の1931年の時点におけるローマ教皇(およびネル=ブロイニング)の認識であった。

ネル=ブロイニングは当時から第二次世界大戦後にかけて、カント的な倫理思想にたいしても批判的であった。彼は社会的市場経済の主唱者であるルートヴィヒ・エアハルト(Ludwig Erhard; 1897-1977)、アルフレート・ミュラー=アルマック(Alfred Müller-Armack; 1901-1978)

らを「新カント主義者たち (Neu-Kantianer)」と非難の意図をこめて称した。批判のポイントは、経済的福祉を「統整的理念 (regulative Idee)」としてとらえる彼らの個人主義的見解が、アプリアリに認識可能な実質的な内容を含まないため、自由競争の帰結を事後的に調整する消極的な政策しか生み出さないという点にあった。そのためネル=プロイニングはCDUよりもSPDにより近い立場をとったとされる。長い論争ののち、ようやく1975年になってネル=プロイニングは、カルテル禁止法の専門家フランツ・ベーム (Franz Böhm ; 1895-1977) の提言を受け入れるかたちで、市場秩序が固有の秩序であることをみとめた。その一方で彼は、市場秩序はそのまま経済秩序ではなく、「真の社会的市場経済 (die echte Soziale Marktwirtschaft)」にたいして必要条件ではあるが十分条件ではないとした。ネル=プロイニングは政府の役割として、私的自治すなわち私的財産と契約自由の保護、市場秩序の維持にくわえて、課税をつうじての所得再分配ならびに構造政策を重視した。経済が市場によってのみコントロールされるのではなく、それが「多極的な価値世界 (mehrdimensionale Wertewelt)」へ編入されることをつうじてはじめて、「真の社会的市場経済」が、生存に必要な最低限を確保しつつ競争を促進する「社会国家」として実現される。このように彼は主張した (文献5)。

証券市場のモラル

(1) 証券市場の発生過程と構造に関するヴェーバーによる分析

ネル=プロイニング研究所は、上述のような生涯と業績をもつネル=プロイニングの思想をその支柱としている。ここからは各論にうつるが、つぎに証券市場 (Börse) にかんするネル=プロイニングの最初期の論考を、『証券市場のモラル (Grundzüge der Börsenmoral)』(1928年に発表された彼の博士論文; 文献6) の序論にそくして概観する。ここではまず、比較対象としてマックス・ヴェーバーの1894年の論文「証券市場」(文献7)における、証券市場の歴史的発生過程の分析をみておこう。

ヴェーバーは現代に固有の経済制度としての証券市場に関し、次のようにのべている。「証券市場は現代の大規模商業の制度である。商業の現代的形態が生成したのと同じ理由から、現代の経済方式にとって証券市場は欠かすことができない。…遠い過去にさかのぼってみると、自分の衣

食住の必要をみたすために財を作り出す人間に出会うことになる。しかし一人で自然に対抗できるものは誰もいなかった。子どもが母親に頼ると同じように、人はたんなる生存を維持するためだけにすでに他人との共同体に頼っていたし、今もなおそうである。共同体は自由な決定によって選ぶことのできるものではなく、生涯人生につきまとうものであり、人はこの共同体内に生まれながらにして属している。…家族は最古の経済共同体であり、ともに働いて財を作り出し、それをともに消費した。自分たちで作ったもの以外のものは消費することがなかった。」(S.259)

共同生活および共同の生産・消費が古今東西のいかなる経済形式にも共通しているとすれば、証券市場の固有性はどこにあるだろうか。「これを今日の経済方式とくらべてみると、大きな違いが浮かびあがる。個々人は彼が自分で用いたいと思う財を作るのではない。そうではなく、他人が用いるであろうと彼が見積もる物を作るのである。だから各人は自分で作った産物ではなく、他人の労働の産物を用いるのである。彼が財を用いることができるか否かではなく、「購買者」を見出すことができるか否かが、現代の経営者が生産する際の視点である。」(S.260)

消費するためではなく、「売る」ために生産する。このことを実際に可能とするために専門職としての商業が生まれ、それと同時に嗜好品生産も発達する。「財を労働によって生産するというもののほかに、この財が必要を満たすためには、この財を適宜必要とする人がいなければならない。この財の交換を行うのが商業である。古い家父長的家族共同体は、自分たちで生産したものしか消費しなかったため、商業を必要としなかった。また商業を必要としなかったため、自分たちで生産したものしか消費しなかった。嗜好品への需要が生じてはじめて交易というものが起こったのである。金属機器、琥珀、宝石その他貴重品は商業の最初の対象であった。商業は放浪商人が手がけ、異邦人として異郷的な物怖じをもって忌み嫌われたが、しかしまた不可欠のものでもある商人は神々の庇護を受けた。それは古代オリエントにおいて毒蛇が崇拜される傾向があったのと同様である。時をへて放浪商人にくわえて定期的大市場が現れた。…共同体の内部では、利子と同様、商業はほとんど知られていなかった。種や農機具の貸し借りは今でも都市から離れた村落ではおこなわれているが、それと同様にかつては、頻繁に無償の貸し借りがおこなわれた。「兄弟内」では需要と供給によって決まる財の価格などと

いうものは存在しなかったのである。」(S.260f.)

農村共同体において原則としては存在しなかった商業は、都市においてはじめて発達した。つまり商業は都市とともにある。そして都市で発生し、発達した商業が農村にもちこまれたとき、共同体の解体がはじまった。都市には商業、手工業を専門職とする人々が住みつき、さらに海外との貿易とともに輸出をおこなう大手工業も発達した。

「古い共同体には純然たる職業としての商業がもちこまれ、それとともに共同体は解体への一步を踏み出した。海外の嗜好品があつかわれた国際市場とならんで都市の定期市場が開かれ、農村の生産物（農作物）と都市の生産物（手工業製品）があつかわれた。この経済方式は定期性を要した。しかし生産された財のうち市場にもちこまれるのはわずかな量であり、都市の手工業者は普段は農業経営者であり、地方の農家は生産物の大半を自分で消費し、余剰だけを市場にもちこんだ。都市とその近郊数マイルの物資を調達するためにおこなわれた手工業とともに、放浪する異邦人の商人は姿を消し、そのかわりに土着の商人身分が発生した。職業的輸入業が起こり、それとともに国内の生産物のうち過剰分を輸出する大手工業が起こる。」(S.261)

この大手工業を促進したのが、原料を安く仕入れ、生産者に提供し、そうすることをつうじて生産と流通を主導した資本家であった。資本家は嗜好品だけではなく、大衆消費財も貿易の対象品目とする。こうして商品の大量の取引がなされるようになり、それと同時に現物市場にくわえて「これから生産される商品」を対象とする証券市場が登場する。「そのためには[大手工業発達のためには]海外市場への知識と相応の手段が必要であったから、そこで資本家が「卸売業者」として登場し、製品を買いとってこれを取りあつかった。資本家は原料を大量に安価で入手することもできたため、彼は手工業者に原料を供給し、また彼らが以後資本家のために働くということを約定させた。手工業親方は資本家に依存する家内手工業者となった。これが近代工業への第一歩である。[富裕階層の嗜好品とならんで]大衆消費財もまた今日では外国貿易で大量にあつかわれる品目となっている。穀物、石炭、鉄、綿花などである。…この大量の交換を可能にするのが現代の市場としての証券市場(Börse)である。通常市場(Markt)と証券市場のちがいは、前者が自家生産の余剰分をもちこみ、そのときその場で現物を売りに出すのにたいし、証券市場では手元には存在しない、輸送途中のあるいはまたこれから生産される予定の商品について取引がなされるという点

である。…市場ではほとんど生産者と消費者だけがたがいに取引をするのにたいし、証券市場ではほとんど商人だけが取引を行う。…需要供給に応じるという点では両者は同質だが、規模の点で両者は大きく異なる。証券市場は現代の大衆消費財をあつかう市場であり、通常市場ではすでに生産された個々の「この」商品が、価格に釣り合うかどうかを検討したうえで購入されるのにたいし、証券市場では一定量の特定品目がまず「空売り」されたのち、はじめてそれが生産される。」(S.261f.)

商品には狭義の生産物と、手形、債券、公債などの有価証券があり、これに応じて生産物市場、有価証券市場がある(S.264)。これらのいずれも、消費のための生産ではなく、利子を得るための生産を念頭においた投資行動を前提としている。投資および生産から得られる利子、それも目に見える特定の人からの利子ではなく、不特定多数の人々から得られる利子は、ここでは自明と考えられている。「かつて利子は不自由の証であった。「兄弟内」では利子付で貸し出すことなどなかった。よそもの征服者が人、土地等から利子をとるようになったのである。…かつての土地所有者は利子を支払う人を個人的に知っていたが、今日利子をもたらす証券の保有者は、その利子をもたらすのが誰であるのかを知らない。…利子を得る者と利子を支払う者との間の関係の非人格性が、今日における利子払いの特徴となっている。それゆえに人は「資本家」ではなくて「資本」の支配について語る。この有価証券の保有者は誰であるか、という問いは、それぞれの国民の社会構造と財産の分配の状況にかかっているものであり、その保有者がかならず「利札を切る怠け者」であると考えられることには慎重であらねばならない。」(S.269f.)^{注2)}

証券市場のモラル

(2) 資本主義的経済秩序の道徳的価値

ネル=ブロイニングが『証券市場のモラル』を発表した1928年は、いうまでもなく世界大恐慌勃発の前年にあたる。ネル=ブロイニングはその証券市場をつぎのように一般的に規定する。「証券市場とは、交換可能な財の取引のために商業者によって、定められた場所で定期的に開かれる集まりである」(S.1)。この規定そのものは前節でみたヴェーバーによる証券市場の規定：「これから生産される商品の大規模な取引」とは異なる。特徴的であるのは、ここでネル=ブロイニングが証券市場を資本主義的経済秩

序と同一視していることである。そして彼によれば証券市場の道徳的正当性をめぐる問いは、資本主義的経済秩序の道徳的正当性をめぐる問いと同一である。「今日の資本主義的経済秩序においてキリスト者が道徳神学者にたいして立てる問い：1) 資本主義的経済秩序——証券市場——はキリスト教的良心と両立しうるか？2) 両立しうるとすれば、a) どのような心情と態度がキリスト教的道徳規範を証券市場において実現させうるか？b) キリスト教的道徳規範に反し、良心が罪の意識を背負わされることがないようにするためには、どのような誤りが回避されなければならないか？」(S. 2)

ネル=プロイニングは、営利が資本主義的経済秩序の本質的特徴であり、その際生産は消費を目的としないとする。この点は先のヴェーバーの見解と合致する。「資本主義的経済秩序の特徴は、経済行為が経済財そのもの(必要充足経済Bedarfdeckungswirtschaft)にむけられるのではなく、経済手段(資本財、形式資本；営利経済Erwerbswirtschaft)にむけられるということである。」(S. 3)

ヴェーバーは先の引用箇所において、「有価証券の保有者がかならず「利札を切る怠け者」であると考えられることには慎重であらねばならない」と、証券市場の現状をただちに当事者個人への道徳的判断と結びつけることにたいして警戒している。ここには、社会構造の客観的記述の問題を個人の道徳的価値の問題とは切り離すべきであるとする、のちのヴェーバーのいわゆる「価値自由(Wertfreiheit)」の発想の原型が見られる。これにたいし、ネル=プロイニングにとって資本主義的経済秩序は、自己利益にもとづくという点においてすでに、直接に道徳の問題となりうる。「生産手段の私的所有が法的に決定的な基礎をなし、経済の成果における自己利益(Selbstinteresse)が心理的に最も強い根本動機となっている資本主義的経済秩序は、誤用と歪曲の危険にさらされているだけでなく、人間の罪責性と弱さの点で深刻な障害をともなうにちがいないということは明白である。」(S. 3f.)

のちにネル=プロイニングが執筆者をつとめた「クワドラジェシモ・アンノ」に先立ち、19世紀末に出された経済倫理を中心とするもう一つの重要な回勅「レールム・ノヴァールム(Rerum novarum)」(1891年)は、資本主義的経済秩序の枠内でのキリスト教徒の道徳的ふるまいを課題としていた。「教皇レオ13世は、回勅レールム・ノヴァールムにおいて生産手段における私有財産制度を明白に擁護しただけではない。この回勅全体は、生産手段を自

由に処分する経営者(資本家)と、生産手段から切り離された労働者(プロレタリアート)の間で、いかにすれば正義と愛の要請にかなう労使契約が結ばれうるかということを示すことを課題としている。この回勅が前提とするところは、この「労使契約という」特別に資本主義的経済秩序そのものは倫理的な規制が可能であり、それゆえ本質的には倫理に反するものではない、ということである。…資本主義的経済秩序の内部で信徒がいかにふるまうべきであるか、が問題なのである。」(S. 4)

具体的にはたとえば、利子もまたそれ自体としては道徳的価値にたいして中立であり、道徳的問題となるのは利子の質であるとされる。同様に、証券市場をもつ資本主義的経済秩序はそれじたいとしては道徳的に中立的である。

「教会は利子を人間の弱さに起因するものとして容認するだけではない。教会は利子を受けとるし、また利子をあたえる。資本主義的経済秩序は教会によって、理論的にも実践的にも正当に存在するものとして承認されている。しかるべき仕方では、神の意と徳にかなっているならば、資本主義的経済秩序の基盤で活動することは、端的に中立的な事柄として信徒にはゆるされている。」(S. 5)さらに、ヴェーバーが指摘していたように、世界経済の発達にともなって証券市場において匿名性、非人格性がひろがることもまた、それ自体としては避けがたい事実であるとする。

「無記名証券(Inhaberpapier)やそのほか多くの経済的法的性質の発展においてみられるような経済的諸関係の非人格化(Verunpersönlichung)は、いくつかの負の側面をしめすであろうが、大産業および大商業、経済的諸関係の国民的・世界経済的絡み合いが事実あるいは必然であるとすれば、この非人格化は避けがたいし、また証券市場はこの非人格性のなくてはならない相関物である。有価証券資本主義と有価証券市場は同内容の概念である。」(S. 7)

さらにネル=プロイニングによれば、証券市場は特定の強力な資本による独占・寡占に陥らないかぎりにおいて、社会倫理的に妥当な「民主的」制度となりうる。「特定の産業・商業部門をますます少数の大コンツェルン、カルテル、トラストが支配するようになればなるほど[独占・寡占が進めば進むほど]、この領域では証券市場の意義は小さくなる。企業合同に完全に統合された品目は名目上の証券しかもたず、それは事実上証券ではない。少数の「大物」が市場を(持続的に)「支配」するやいなや、証券市場は死んでしまう。市場では一人ではなく、多くの人々が売り買いするのだから、独占市場というのは純粋に概念と

して市場および証券市場の対立物である。」(S.7)「証券市場と金権少数者支配(Plutokraten-Oligarchie)は、証券市場と独占形成と同様に、一定程度対立概念である。形式的民主主義の仮面をかぶるが実際には寡占的である株式会社とは正反対に、証券市場は本質的に真に民主的である。高度資本主義または高度金融資本主義ではなく、端的な、つまり自由な生活と健全な競争をともなう資本主義的経済秩序こそが、証券市場の本来の生命基盤である。それゆえ「証券市場」を高度金融[資本主義]や金権支配の代名詞のように用いるのは誤解をまねくため、避けたほうがよい。」(S.8f.)

証券市場そのものではなく、証券市場の質が、とりわけ独占寡占の有無がその道徳的判断の重要な対象となる。先にふれたように、ネル=プロイニングは戦後ドイツの「社会的市場経済」にたいして長らく批判的論陣をはり、70年代になってようやくその核となる市場秩序がキリスト教社会倫理と両立しうることをみとめたと考えられているが、実際には彼は最初期の仕事においてすでに、ここで引用したように戦後のカルテル禁止法につながる市場秩序の基本的発想をもっていた。そして彼はつぎのように、証券市場そのものは人間の基本的な欲求すなわち交換欲求にかなっていないと間接的にのべている。この根拠づけは、キリスト教社会倫理が依拠するトマス・アクィナスが、「自分だけに帰属するものを調達しようと気づかう」人間の性向によって私的財産権を正当化している論法(文献8,S.44)にほぼ従っているといえよう。「証券市場をそれにまつわるもろもろのこととともに、あっさりと悪魔の仕業だと説明し、はじめから証券市場のモラルの可能性を疑ってかかるのは正当な言い分ではない。…市場の技術が発達しても、市場における人間の行為の道徳的価値は変わらないままであるのは、生産技術の発達が人間の生産行為の道徳性においてなにも変えることがないと同様である。しかし、生産技術の手段が人間の尊厳に反し(menschenunwürdig)、それゆえ罪責的な仕方である「人間」を搾取するために悪用されることがあると同様に、市場技術的な手段も市場にかかわる人間をペテンにかけて悪用されることがある。…市場技術が完成されればされるほど、そうした悪用の誘惑も大きくなる。しかしその場合にも技術的手段をそなえた市場においておこなわれる市場の取引に参加するということは、少なくともそれ自身としてみるなら道徳的に中立的なもの(sittlich Indifferentes)である。…経験にしたがうならば、全体的パニック(たとえば戦争の勃

発)に際して一時的に証券市場を閉鎖するということは、多くの不正義をふせぐためには利益もあるだろうし適切でもある。しかし長い間証券市場を抑圧することは、闇市場を跋扈させることになる。」(S.11f.)

以上のようにネル=プロイニングは、証券市場の道徳的特質にかんし、その制度としての価値中立性をみとめながらも、ヴェーバーのようにこれを強調するのではなく、むしろその、各々の株式会社の内部組織とは対照的な民主的制度としての、また欲求充足手段としての社会倫理的価値を高く評価する。それと同時に彼は、この匿名の非人格的交換機構が悪用される危険にも注意をうながしている。

ネル=プロイニングは、こうした彼自身のキリスト教社会倫理の立場を、つぎのように近代における経済思想諸学派とりわけドイツ歴史主義経済学および英国自由主義(「マンチェスター国民経済学」と比較する。「ブレンターノ(Brentano)はマンチェスター国民経済学に対抗して、ドイツの初期国民経済学の意味における経済生活の倫理的性格を強調しつつも、…経済的エゴイズムからの演繹を古典派経済学の意味における学問的研究方法の適切な手段とみなしている。これにたいしわれわれは、基本的に次のような論点に踏みとどまる。すなわち、経済的自己利益はたしかに、神から与えられた人間の素質に対応しているため、経済活動の原動力として道徳的に正当化しうる。しかし他方、経済自由主義が夢想する「予定調和(harmonia praestabilita)」つまりたがいに独立しつつ対峙する諸個人の、十分に理解された自己利益はまったくおのずから全体にとって最も幸福な必要充足をもたらし、それゆえに経済生活の完全な目的充足につながるという考えは、まったく現実性を持たない。」(S.12f.)

この点に関連してネル=プロイニングは、経済行為において直接的に道徳的価値の実現を要求する理想主義を拒否する。「商人に彼の商売上の利得を明白にまたもっぱら神のために望むように要求すること、神への愛が彼の商人としての営業にとって本来のまたは直接的な力の源泉であることを要求することは、不可能を要求することである。」(S.17)

ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(1904年)における分析にしたがうなら、カルヴィニズムにおいては社会関係の合理化ならびに自然観の脱魔術化とともに、地上の富を増大させる勤勉の道徳が強く要求される。信者のあいだでは秘跡(サクラメント)だけではなく、伝統的隣人愛も軽視され、そのかわりに「世

俗内禁欲」として、寸分を惜しんでおこなわれる営利活動が、営利による社会全体の富ならびに神の栄光の増大という観点から正当化され、なおかつ予定説に由来する個人の不安をかき消す役割をはたす。一方、古典派経済学においては、私的悪徳・エゴイズムが結果として公益・国富を増すという説がとなえられる。いずれにおいても共通するのは、個人倫理と社会倫理の峻別であり、また同時にそれらの中のパラドックスの関係である。これにたいし、ネル＝ブロイニングが依拠するキリスト教社会倫理においては、これらの想定、つまり「営利労働の自己正当化」ならびに「私悪＝公益」論、「悪の背後にひかえ、結果として実現されうる善」は賛同されえない。つまり、スミスからヴェーバーにいたる自由主義者が想定する意味で、経済行為はすべてそれ自身としては価値中立であり、その社会全体における結果においてはじめて価値判断の対象とされるというのは誤った想定であり、むしろ逆に経済行為はつねに私益と公益の両方の観点から吟味されるべきである。そのような意味でネル＝ブロイニングは次のようにのべる。

「…堅持されるべき論点は以下のことである。すなわち、われわれの行為は人間が主観的に彼の生活実践の全体にわたって、原則的また心情的に最高目的 (finis ultimus) にむけて努力するということをたもち、個別の点において最終目的にむかって客観的に秩序づけられているならば、それでわれわれの行為の道徳性にとっては十分である。この客観的な秩序づけは、人間が間接的な目的 (finis intermedius) を絶対化しないかぎりにおいては現存するものである。」(S.17) 「[キリスト教社会倫理に依拠する] 経済倫理学者は、いわば内側から、営利追求 (Erwerbstrebung) を経済内の (innerwirtschaftlich) 目的に組み入れることによって、良好な成果、つまり「功績 (Dienst)」が、いわば弁明または正当化として稼ぎ (Verdienst) の背後にひかえ、稼ぎを超えた地点ではじめて獲得される、と主張するのではない。[むしろ逆に] この同じ経済行為が、少なくともただちに直接的に功績および稼ぎをもたらし、それどころかまずもって功績を、つまり国民経済的な利益をもたらし、かくしてのち、稼ぎつまり私経済的利益をもたらすという観点から、[いわば外側から] 営利追求を倫理的なものとするをめぐす。…人間のおこなうそれ自身としては倫理的に中立的な経済行為は、さまざまな観点から積極的な倫理的価値を獲得することができる。」(S.21f.)

フリートヘルム・ヘンクスバッハ： 「経済発展と人間の尊厳」

フリートヘルム・ヘンクスバッハ (Friedhelm Hengsbach, 1937-) は、1992年から2006年までネル＝ブロイニング研究所の所長をつとめた。彼は労働問題を専門とする社会経済倫理学者であり、2008年秋の「リーマン・ショック」以降の世界経済危機に際しても、さまざまな機会にキリスト教社会倫理の観点から発言している。ここでは若干古い文献ではあるが、彼の経済倫理的立場を明確に示す論文として「経済発展の批判的基準としての人間の尊厳 (Menschenwürde als kritischer Maßstab wirtschaftlicher Entwicklung)」(1994年；文献9)を選び、その内容を概観したい。

【三つの断絶】同論文が書かれた1990年代前半は、東西冷戦終結後であり、なおかつ湾岸戦争後にあたる。社会主義体制の崩壊によって自由主義市場経済の勝利が喧伝され、それと同時に南北問題・環境問題が顕在化したことを背景に、資本主義経済にもとめられる倫理的条件を提起するのが同論文の趣旨である。ヘンクスバッハはこの当時のヨーロッパ社会を「三つの〔歴史的〕断絶 (dreifacher Aufbruch)」すなわち1) 東欧社会主義体制の崩壊と同地域における市場経済、個人の自由および西側の経済水準の選択、2) ヨーロッパにおける経済近代化と統一市場の形成による対米・対日経済競争力の強化 (財、サービス、人、資本それぞれの移動の域内自由化、ドル、マルク、円各経済圏の誕生)、3) 湾岸戦争における、工業国の経済的富および政治的決定力、および湾岸地方におけるその「代理者 (Statthalter)」にたいする発展途上国のがわからの挑戦、以上三つの側面から特徴づける。

これらの「断絶」をつうじ、西側工業社会の資本主義以外に社会経済システムの選択肢はないように思われた。大衆の生活水準の向上、大量の財・サービス供給、資本集約的技術の発展、高い労働生産性および柔軟な資金供給によって経済成長が可能となり、その経済成長によって教育および社会サービスの水準が向上し、さらに公害によって破壊された環境の修復も可能となった。他方、ドイツでは好景気のもとで失業率は高止まりし、社会福祉費用はそれまでの最高水準を記録した。相対的貧困率の上昇、労働分配率 (Lohnquote) の60年当時の水準 (68パーセント程度) への低下によって経済成長の恩恵にあずかる人々とそ

うでない人々間の格差が拡大し、戦後経済における労働組合運動の成果を打ち消してしまった。目覚ましい経済発展は豊かさのなかの貧困を生みだし、社会主義崩壊後の現在では生命、個人の尊厳、参加の正義という要求を資本主義の枠内でみとす必要があるとされる。

【多様な資本主義】 資本主義と一口にいってもその形態は各国で異なる。たとえば社会保障または社会保険における税負担中心のモデル（デンマーク、イギリス）または雇用者負担中心のモデル（スペイン、ドイツ）、解雇からの保護および法定最低賃金（ポルトガル、スペイン、フランス、オランダ、ギリシア、ドイツ）、全従業員の企業内意志決定への参加（ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、スウェーデン、アメリカ合衆国）など各国に固有の制度がみられるほか、課税率のちがいも各国において顕著である。さらに90年代初頭においては「アメリカは環境政策面で法規制のパイオニアであり、自動車および工場からの有害ガスを劇的に削減し、代替廃棄ガスの製造を促進している」とされている。各国に固有の資本主義制度は固有の名称を生み出し、アメリカ合衆国では自由な市場、政治的民主主義、生活能力のある文化の混合体が「民主的資本主義」、ドイツでは機能的な市場と社会国家による調整の混合体が「社会的市場経済」、さらにスウェーデンでは利潤に先導された生産と平等主義的な分配政策の混合体が「第三の道」とそれぞれ称される。

地域的格差だけではなく、資本主義のさまざまな発展段階においても多様性が見られ、たとえばドイツにおいては戦後まもなく独占資本主義の経営が解体され、50年代に年金改革が、60年代に資産分配が、70年代に家族・構造政策が資本主義を社会的にますます「飼いならすこと（Zähmung）」を可能にしたが、こうして発達してきた社会的市場経済は80年代において空洞化してきた。とくに市場の自己回復機能を信頼し、失業を個人的能力および意欲の欠如に帰し、経済過程における国家の役割を労働就業政策ではなく、貨幣価値安定化政策に限定するという点で、アメリカ新自由主義の影響が大きい。炭鉱業における共同決定が違憲であるなどということは50年代においては考えられなかったことであり、また長いストライキの末に勝ち取られた疾病に際しての賃金支払いは80年代になると任意のものとなった。

こうした地域的・歴史的相違をみると、資本主義という総称は現存社会主義体制との対比ではじめて概念規定とし

て可能となるもので、実際にはたとえばドイツにおいては、労働者保護、経営協議委員会（Betriebsrat）および労働組合、自主的賃金決定、労働・社会法制、老齢・疾病・失業保険、累進課税、家族手当、職能制、社会国家的介入、グローバル化、市場・選挙・賃金交渉等制御手段の混合体である。

【資本主義の機能】 資本主義の核心部分は閉鎖的な世界観または動かしがたい権力関係にあるのではなく、主として以下の四つの機能要素の複合体である。

- 1) 市場経済。供給または需要にかんする個々の決定は中央の命令によるものではなく、価格および収入という制御シグナルによる。適切な生産決定は所得の上昇を結果としてもたらし、不適切な生産決定は所得の減少をもたらす。市場における競争は、生産のイノベーションをおこなう企業家が他の企業家の追従を引き起こすことによって生じる。イノベーションは模倣を喚起し、差異化は平準化をもたらす。新たなイノベーションがまた同様の循環をもたらす。
 - 2) 資本集約的技術。これは自然科学的発見の技術への応用であり、第一次産業革命〔動力機械〕は人間労働を、第二次産業革命〔情報機械〕は人間知性をそれぞれ機械にゆだねた。これは計画、実行および調整の各段階の分業を可能にし、個々の作業工程もまた細分化されることによって、以前は少数者にしか入手できなかった商品を大衆消費財とした。
 - 3) 柔軟な通貨供給。貨幣は物品交換の手段となるが、それだけではなく、財の生産そのものを制御する機能をもつ。商業銀行（Geschäftsbank）は企業家の投資にたいして信用創造をおこなうが、信用創造はたんに生産部門にたいする受動的な反応であるだけではなく、中央銀行との関係および外国為替との連動をつうじて信用保証のリーダーシップを発揮する面もある。
 - 4) 資本主義的経営。財およびサービスの生産者は、生産手段をもたず労働力のみを用い、経営上の決定には参加せず、契約上の固定賃金のみを受けとる労働者と、生産手段をもち、生産量と生産方針を決定し、収益に依存する所得を得る経営者に分かれる。
- これらの要素の複合様式を考察する場合にまず考慮すべきことは、市場経済が、ある程度経営者の専断的決定事項となる資本主義的経営（上記「4」）によって特徴づけられ、実体資本（生産手段）が貨幣資本（生産手段の支配

権)から分離され、就労者が生産手段から分離され、経営上の決定・指揮権が生産手段の支配権または所有権から導き出される場合に、資本主義はますます社会的権力関係となるということである。この場合には権力の公正な分配および調整が一義的重要性をおびる。

【資本主義の機能的欠陥】 上述のような特徴をもつ資本主義には、以下の機能は内在的にはそなわっていない。

- 1) 公正な市場競争の確保。競争は自己制御しえず、一時的な出発点の利得を持続的な独占に変え、供給者間の競争をカルテルや談合 (Absprache) によってゆがめようとする傾向がある。マンモス企業の集中やユニバーサルバンクの供給独占にたいし、法規やカルテル裁判所 (Kartellbehörde) が対応できていないため、公正な競争の確保は重要な政治課題である。
- 2) 通貨創出の制御。通貨量は国家の政治的関心および銀行のリスク・収益計算によって調整されうる。業績とは無関係の収益と損失は通貨価値の低下の原因となるため、通貨量が長期的な生産能力に対応するように政治的に制御する必要がある。
- 3) 社会的調整。業績をもたらすことの可能な者が供給者および需要者として対峙する市場において、子供、老人、病人、障がい者は営利活動ができない。市場での供給は必要をみtasことよりも高い購買力に牽引される傾向があり、たとえばコロンビアの農夫は現地住民の基礎的必要をみtasためのトウモロコシや小麦を生産するよりも、ヨーロッパに輸出される花卉を栽培する。生産現場においては、生産手段をもたない者の生活は労働収入にのみ依存することになり、生産手段の所有者との間で「不等価交換」が生じる。労働内容および所得分配が雇用の任意の決定にゆだねられるという問題もある。
- 4) 公共財の提供。市場で取引される財は基本的には、競争性 (共有によって価値が減ること) および排他性 (対価を支払わない人を排除できること) をそなえた私的財であるが、そうした性質をもたない自然環境、科学的知識や政治的・芸術的価値は本来公共財であり、市場取引の対象としてはふさわしくない。私的欲求をみtasことを主眼とする点からも、市場は公共財に適していないため、政治的観点から公共財の必要性が判断されるべきである [この第4点目の記述はヘンクスバッハの意図から逸脱しない範囲で補足した: 桐原]。

【倫理的資本主義】 経済倫理は次のような二つの袋小路に直面している。

- 1) 責任範囲の内的領域への限定。企業内部の意志決定風土が重視され、企業外の社会関係が軽視される傾向がある。これにたいし、経済倫理的自己統制は以下のケースにおいて可能となる。①従業員が生産能力および決定過程、あるいは市場・経営組織の改革に参加できるように企業組織が形成されている。②利潤動機による行動の関係者への副次的成果を考慮に入れることができるように企業目標が自主的に規定されている。③賃金交渉の公正性、広告の正当性、生産過程の環境適合性等が法規制の有無にかかわらずみtasされている。④第三者専門機関として倫理委員会がもうけられている。⑤法規制の存在しない海外においても同意を得られうる行動規範 (人種の平等、労働者の権利、職業教育等) にしたがう。
- 2) 経済と倫理のアンチノミー。経済行動のすべての副次的作用とすべての関係者への影響を考慮に入れ、公正の原理と経済的合理性を調和させることは困難である。集团的意志決定から生じる利害関係からは不均等な関係が生じ、弱者が抑圧される。経済倫理は社会経済の構造上のゆがみを分析し、倫理的動機および政治的参加 (労働運動、女性・環境・平和運動) をつうじて資本主義を漸次改革していくことをめざす。

【民主的資本主義】 資本主義にかぎらず、すべての経済運営のモデルは、客観的事実世界、主観的内面世界および規律化された社会的世界にかかわる。それぞれの価値内容は「生命」、「人格の尊厳」、「参加」である。生命は非生命的自然 (水、土壌、空気) とともに利用価値だけではなく、内在的価値をもつ。人格の尊厳は生命価値 (動物および植物) よりも高い価値基準である。人間は行動する際、物質的世界とのかかわり、パートナーとのコミュニケーション的にかかわりおよび自分自身とのかかわりにおいてそれ以上さかのぼることのできない自己同一性・自己中心性を経験する。自己命令 (Selbstverfügung) によって自由な自己決定が経験されるが、これは同時に、倫理的命令に照らし合わせて一連の行為の帰結を「自己 (Ich)」に由来するものと見なす責任性の根拠でもある。自己命令、自己意識、自己責任が人格の比較しえない価値を生み出す。

人格の自己命令および自己解釈にはパートナーとのコミュニケーションの関係および物件への客観的関係が欠かせない。人格・個人の尊厳は対人関係のたんなる帰結では

ないが、対人関係なしで人格・個人の尊厳を語ることはできない。この意味において、経済における人格的価値は「経済的倫理 (ökonomische Ethik)」「経済自由主義において想定されている、自由競争を中心とする倫理観：桐原」がふくむ個人主義からは区別される。

「民主的資本主義」[アメリカ資本主義の一名称ではなく、ヘンクスバッハが提唱する一般的概念としての：桐原]は、現存する資本主義への代替案である。一般に、政治組織形態である民主主義と経済組織形態である資本主義は水と油の関係であるかのように考えられやすい。しかし民主主義は国家の枠をこえて社会の生活形式形態、たとえば結婚、家族、学校、教会の組織原理でもある。生活形式としての民主主義は共同体の集团的意志決定がボトムアップ式であること、人種、言語、性別がすべての人間の基本的平等にたいして相対化されることを意味する。自由な選挙、多数決制、少数者保護、および公共性・公開性がその実現手段である。また全体への責任、寛容、市民的勇気が基本的態度として要求される。決定機構が分散化されていることは民主的決定機構の重要な要素である。

それでは民主的生活形式と資本主義はどのように両立するであろうか。企業経営に資金を投入する人は生産手段を用いることができるだけでなく、労働組織および生産手段の使用方法も指示する。歴史的にみると、もともと経営は所有者に帰属していた。資本所有者は外部の第三者と契約をむすび、一定時間の労働力を受けとって賃金をあたえる。「資本家」は生産を組織したため、同時に「社長」であった。

これにたいし現代の資本主義的経営においては、生産手段の所有権と生産現場での命令権が分離されている。株式を公開している企業においては、一般株主が一定範囲の所有権を有し、その範囲で配当を要求する。持ち分を超えて生産手段をもちいる権利は一般株主にはそなわっていない。生産手段の利用権、生産過程の組織権および労働力への命令権をもつのは雇われた経営陣である。資本主義的経営は内部に民主的生活形式とは相容れないヒエラルキー構造をもつ[この点は前節で見たように、ネル=プロイニングも指摘していた：桐原]が、それは費用-便益分析にもとづいて運営され、市場の圧力にたいして迅速かつ統一された決定を下さなければならないからである。またかつては経営陣の権限は資本提供者によってのみ正当化されることができ、一方従業員は一方的に忠誠をはたしていた。

ところがこの企業内ヒエラルキーの合理性が近年疑問視

されている。市場で力をもつ経営者は購買者のシグナルに受動的に反応するだけでなく、積極的に市場過程に影響をあたえることができる。市況に反応するための迅速な決定とならんで、長期的投資および生産の発展にかんする決定のためには、各部門のさまざまな観点を時間をかけて吟味することが必要とされる。とくに株式会社において所有と経営が分離して以来、経営内部において利害の多様性が浸透し、資本所有者によってのみ経営の正当化がなされうるといふ思想は時代おくれのものとなった。資本とむすびついた支配における正当化の危機を根本的に乗り越えるためには、資本主義的経営の構造改革は避けられない。資格をもつ者の共同決定と労働に方向づけられた経営制度をふくむ経済民主主義は、労働力提供者または資本提供者としての資格をもって市場において積極的に経営に参加し、経営を正当化する制度を意味する。

民主的資本主義のこの要求は、他人の実行権・組織権に従属せざるをえない人々にも、同じこの実行権・組織権の形成にたいして影響力が与えられてしかるべきであるという価値決定に基づく。民主的生活形式は人間の尊厳、自己決定、パートナーシップ、一方的な権力分布の再構築、集团的決定に関与する者の同じ決定への直接的・間接的参加をふくむが、これを経営にも適用するのが民主的資本主義である。したがって民主的資本主義における経営とは、生産を需要のシグナルに創造的にむけると同時に、資本と労働力を効率的な生産のために最適形でむすびつけ、なおかつ資本提供者および従業員から経営の正当化および信頼を受けとることである。

経営における決定権への民主的参加の原理にもとづいて、次の三つの資本主義の形態が考えられる。

- 1) 「一つの世界」の資本主義。世界市場の拡大と発展途上国の経済発展が調和するためには、資源の価格安定は当然のこと、途上国における輸出産業の一方的発展を避け、農業・手工業・機械産業・協同組合的信用ネットワークがそれぞれ国民の参加によって同時に構築されること、つまり自生的発展 (autogene Entwicklung) が必要である。また武器輸出の制限、移民の公正な規制・移民のアイデンティティをそこねない形での帰化の援助、経済的必要からの移民と亡命権の厳密な区別も必要となる。
- 2) 「正当な人間関係」の資本主義。これは性別にたいして中立的な社会的労働の分配を目的とする。労働時間短縮によって男女ともに営利労働および家事労働にたずさわることができるようにすべきである。また男性の側の

アイデンティティが過度に営利労働と結びつけられていることも改められるべきである。

- 3) 「エコ社会」資本主義。公的介入によって経済コストに環境コストを組み込むこと [代表例は環境税：桐原], エネルギー供給・交通システム・化学工場・農業をエコロジー的観点から構造転換すること [自然エネルギー, 公共交通機関, 再生可能農業など：桐原] がもめられる。

ベルンハルト・エムズ： 「金融経済のモラル」

FRB（連邦準備制度理事会）のバーナンキ理事長（2009年9月現在）は、前年以來のアメリカ経済の景気後退が終了した可能性が高いと発表した（2009年9月15日報道）。他方、信用度の低い顧客にたいして資金を貸しつけ、高額利益を得ようとする不安定な金融商品をはじめ、金融経済のかかえる問題点においてどこまで規制が徹底されるかは今のところ不透明である。

2006年以來、ネル＝プロイニング研究所所長をつとめているベルンハルト・エムズ（Bernhard Emunds, 1962-）によれば、自己資本を超えた信用創出は1929年から1979年までの50年間は禁止されていたにもかかわらず、これが1980年代から公認された。このことが資産市場の価格バブルをもたらし、2007年のサブプライム・ローン破綻、2008年のリーマン・ショックをへて世界経済を混乱に陥れ、とりわけ途上国、移行国に大きなダメージをあたえることとなった。

以下においては、エムズのWolf-Gero Reichertとの共著論文「金融経済は自己目的ではない：金融経済の周辺国、発展途上国への影響（Finanzwirtschaft-kein Selbstzweck. Die Finanzwirtschaft trifft vor allem die Schwellen- und Entwicklungsländer）」（2009年5月；文献10）の内容を概観する。

【はじめに】グローバル金融危機は個々の政治的・銀行経営的決定の失敗によるものではなく、今日の金融経済の根本特徴によるものである。当時の米財務長官ヘンリー・ポールソンは長官就任以前ゴールドマンサックスの取締役会長であり、資金繰り困難に陥っていたリーマン・ブラザーズへの公的資金投入をおこなわないという決定を下した。2008年9月15日同社は破産を宣告した。このことを

きっかけに、良好な支払い能力・信用状態をもたない人への貸付である「サブプライム・ローン」の破綻は世界的な金融危機につながり、世界経済は後退を余儀なくされた。金融相場と不動産価格の下落により、アイルランド、ハンガリー、ウクライナ、白ロシア、韓国等で支払困難が生じた。国際的金融機関の多くは問題のある資産の政府による買い取り、資金投入、政府管理への移行によってようやく生きのびることができた。

【価格バブルの崩壊】金融相場と不動産価格の大幅な下落は、金融経済の誤った発展によって資産市場において生じた価格バブルが崩壊したことの結果である。この価格バブルは、商業銀行が信用を付与し、振替口座に資金を貸与することによって、経済アクターが柔軟に資金供給できるようにすることと関連がある。振替口座への入金は今では最も重要な支払い手段であり、したがってそれ自身資金であるため、銀行の信用付与には資金創出という意味がかわる。新しい資金の創出は、信用機関が他の経済アクターから有価証券または不動産といった資産を購入することによっても可能となる。

商業銀行のこうした資金創出は、今日の高度に分業化された経済が機能するためには不可欠であるが、同時にまたこの信用・資金創出機能は経済の誤った発展の原因ともなる。銀行はこれによって、他の経済アクターにたいし、供給された財、または供給されうる財を購入するために必要な額以上の資金をあたえることが可能となるからである。流通する「生産物」を価格水準が上回るインフレーションはこのようにして起こる。この資金によって有価証券または不動産が購入されると価格バブルが生じる。

1929年以前および1979年以後には、こうした過剰な信用付与と価格バブル、そしてその後のバブル崩壊が頻繁に起こった。その間の50年間に大きな金融危機が生じることがなかったのは、1929年世界恐慌後にアメリカをはじめとする各国が導入した金融経済秩序によるものである。この秩序においては以下のような条件下で、金融機関は破綻しないよう保護され、同時に管理下におかれた。

- 1) 銀行預金の保護。危機に際して中央銀行は「最終的な貸し手（Lender of Last Resort）」として商業銀行にたいし無制限の資金提供をおこなった。
- 2) 厳しい銀行業務規制。決算額を自己資本の範囲内に限定し、業務の急激な拡大と過大なリスク引き受けをふせいだ。

3) 金融経済の二領域の区別。信用を付与し、預金を受けとる商業銀行業 (commercial banking)、および有価証券のみをあつかう投資銀行業 (investment banking) が区別されることによって、商業銀行自身が有価証券を大量に購入し、有価証券購入者に過大な信用を与えることがふせがれていた。これにより、個々の資産市場での価格バブルが、商業銀行が有価証券業務にたいして創出する資金によって過熱されることにはつながらなかった。

【投資銀行業のグローバルシステム】 1980年代初頭より、金融危機が国民経済においてふたたび表面化するようになった。これは1929年以来たもたれてきた金融秩序の変化と密接な関連がある。アメリカ、イギリス両国においては、かつて有価証券の買い手および所有者は個々の家計であった。しかし今では家計は貯蓄の中から投資基金および年金基金を買いとり、証券会社に有価証券一覧表の作成を一任している。「有価証券一覧表のプロ」とともに、投資優位の金融経済が発生し、有価証券を何重にも包装した金融商品が登場し、金融・不動産市場が経済全体の大きな比重をしめるようになった。

80年代より、アメリカ、イギリスの政治家は金融経済の商業銀行および投資銀行への厳密な区別を徐々に流動化させる法案を通過させ、これにともない、80年代から90年代にかけて日本、ヨーロッパ大陸そのほかの国々でも有価証券市場の重要性が増した。これらの国々ではそもそも銀行業務の領域は制約されず、銀行は「ユニバーサルバンク」であった。英米を含めた多くの工業国では、商業銀行が有価証券業務をあつかう子会社をもつようになり、その子会社のいくつかは自己資本基準を回避するようになった。こうして銀行は業務を急速に拡大するとともに、自己資本の拡大に対応しうる範囲以上のリスクを背負うことになった。

これは大半の先進国に共通する傾向であり、商業銀行の信用付与によって膨張した投資銀行業のグローバルシステムとして特徴づけることができる。このシステムにおいて特徴的な点は、投資銀行業が優位に立っていると同時に、商業銀行と密接にむすびついていることである。後者は80年代以降、有価証券・不動産市場に膨大な信用を付与したために、投資銀行業に潤沢な資金が供給され、流動性 (Liquidität) が増した。こうして商業銀行はそのダイナミックな信用創出機能をつうじて、実体経済の成長だけではなく、投資業務の拡大に寄与した。急激な拡大にブレーキをかけるはずの規制は回避された。

この債務集中型の、新たに創出された貨幣によって膨張した投資銀行業のシステムこそが、資産市場における四半世紀にわたる世界的な価格バブルの原因である。資産価値の購入者に過大な信用があたえられ、また商業銀行自身、有価証券・不動産業務にたずさわることによって、市場に潤沢な資金が供給され、資産価格を長期的につり上げたのである。工業国の株式相場および不動産価格の推移をみるかぎり、短期的な停滞はあったものの、資産価格の上昇は2007年なかばまでは続いた。アメリカでは株式相場は年間の収益にくらべて1980年から2000年にかけて3倍ないし4倍となった。住宅価格は家賃収入にくらべて1996年から2006年にかけて40パーセント上昇している。なによりもこの25年間で、工業国の信用付与は各国の国内総生産よりもはるかに急速に上昇している。

この間の投資金融業の特徴として、投機的な市場行動とならんで、資産地位評価のたえざる再構成が挙げられる。持ち株は組み換えによってつねに「最適化」され、企業連合は投資銀行家にうながされて頻繁に営業部門を売りはらったり、新しく買い入れたり、合併を繰り返したりした。この間、自己資本の利子率を上昇させるために、資産価値購入の資金のうち、自己資本ではなく、「てこ入れ (leverage)」つまり新たな債務の受け入れによる部分が増えた。投資銀行業と商業銀行との結びつきがこれを容易にした。これは資産価値の上昇だけではなく、金融部門の収益増大をもたらした。アメリカでは1980年から2005年にかけて金融部門が名目GDPの2倍の速度で収益を伸ばした。

【危機による発展途上国・移行国への影響】 金融危機の発展途上国・移行国への影響はみのがされやすい。工業国の大銀行とは異なり、発展途上国の金融機関は、有価証券に変装された米サブプライム・ローンとの結びつきはなかった。危機の第二波 [リーマン・ブラザーズ倒産以後：桐原] においてはじめて、三つの経路で世界的な価格下落が起こり、発展途上国を巻きこんだ。

- 1) 国際金融の波に受身の形で組みこまれた発展途上国・移行国は突然の資本後退に直面した。ユーロ圏の辺境であり、EU統合に期待して西欧からユーロ建ての信用を取りつけた東欧企業の被害が甚大である。
- 2) 東アジア各国におけるように輸出依存型の経済成長戦略をとってきた国々への、世界貿易縮小による影響が大きい。
- 3) 発展途上国への直接投資は、2007年の好況時に比べて

80パーセント以上下落する見通しである。サハラ以南のアフリカでは、10～15パーセントまで落ちこむとみられている。

【グローバル公共善の新たな方向づけ】危機の発展途上国への影響は、とりわけ貧困層を直撃する。IMFの勧告により、または資本市場において信用能力を保持するために、発展途上国政府は緊縮財政を強いられるが、これはまず教育・医療分野を圧迫する。社会保障の保護を欠いた失業者が超低賃金の非公式経済に追いやられ、貧困層は増大する。

倫理的な観点からは、国際的資本市場に組みこまれた国々は、国際機関と連携して金融経済を実体経済の奉仕者の立場にもとさなければならない。このことは、すべての経済活動は最終的に公共善（Gemeinwohl）に奉仕しなければならないということから明らかである。ここで公共善というのは、すべての人々に可能なかぎり実質的自由の余地をあたえるということである。経済活動といえども、最終的にはすべての人々の生存を保証し、参加および発達の可能性を高めるという目標に奉仕しなければならない〔ここではアマルティア・センの「積極的自由」の概念が念頭におかれていると思われる：桐原〕。

グローバルな公共善にとっては、規範的観点から、貧困生活を強いられている人々の生存を保証することが第一義的な課題である。企業経営は、人々の生活を援助し、幸福を増大させる商品またはサービスを提供することによってはじめて公共善に寄与する。企業がもつばらそのような商品の提供によって収益を得るように、そしていかなる顧客または消費者の利益にもならない活動によって収益を得るのではないように、経済秩序は形成されるべきである。金融機関にとってこのことは、金融サービスを市民、地方公共団体、企業、社会組織に実質的に役立つ領域に限定すべきであるということの意味する。倫理的な観点から次の二点はあきらかである。

1) 政府および国際機関は、経済全体の発展において金融経済が阻害要因となるという、1980年ごろからはじまった傾向に歯止めをかけなければならない。投資銀行業は公共善を念頭において、とりわけ国際金融経済によってすべての人間の生存が保証され、発達・参加のチャンスが向上するようにあらためられなければならない。ここ10年の動向においては、信用を膨張させた投資銀行業のシステムがチャンスとリスクを不公正に分配していたことは明らかである。金融危機の影響は、富裕層よりも社

会国家・福祉国家の保護を不十分にしか、またはまったく受けていない貧困層にたいしてより強く、またより持続的である。

2) 金融機関が、社会福祉水準を向上させる活動によってのみ資金を獲得できるよう、新しい金融経済秩序を構築することが課題とされなければならない。金融投機だけではなく、資産価値評価の絶えざる組み換えを可能にする投資行動においても、それが価値創出に寄与しうるか否かが問われなければならない。

投資銀行業において得られた収益の多くの部分は、資産価値の組み換えと結びついた債務の拡大による資金創出からなる。そのかぎりでは今後の金融経済の国家的・超国家的枠組みにおいて課題となるのは、他の経済部門とならんで金融経済の収益と労働市場を伸長させることではない。そうではなく、金融機関のサービス提供が他の経済アクターに実質的な利益をもたらすよう、資金提供を行い、またリスクから保護することが課題である。

【債務集中型投資銀行業の破壊力】2009年4月のG20金融サミットにおいては、商業銀行の自己資本基準を再構築するという決定が下された。商業銀行は今後、好況期においてこそ、自己資本に踏みとどまり、急速な業務拡張にブレーキをかけ、過剰なリスク引き受けを制限すべきである。それにくわえて、投資基金のうち、自分で蓄えた貯蓄を超えて市場で投機的な地位を得ることを可能にするもの、いわゆる「ヘッジファンド」は、その活動を公開すべきである。商業銀行と同様にこうした資金は、それが今なお国際金融経済の安定性にとって重要であると評価されるかぎりにおいて、それがもたらすリスクが制限されるよう、規制されるべきである。また、税未払いを可能にするだけではなく、金融機関の活動を監視機関から隠すことを可能にする「税のオアシス（Steueroasen）」も禁止されなければならない。

G20でのこのような決定は評価すべきものだが、公共善の観点、とりわけ周辺国の経済発展の観点からは不十分である。IMFを通じて発展途上国への援助が7億5000万ドル増資されることが決定されたが、そのうち5億ドルは、多くの国々で金融・通貨危機を激化させたシステムの最適化のためにもちいられる。残りの2億5000万ドルだけが財政援助にもちいられる。また発展途上国の地位向上を要求してはいるが、信用付与の基準にかんするものをはじめ、重要な決定事項に影響力はあたえられないままであることも

問題である。

G20は、債務集中型の投資銀行業の破壊力をなくし、それがふたたび信用貸しによる価格バブルを国際資産市場においてもたらずことを予防するための施策を決定しなかった。この施策はアメリカにおいてはかつての銀行業務の分離システムに回帰することを意味し、またヨーロッパ大陸においてはまったく新しい金融システムの導入につながるはずである。こうした革命的改革に及び腰の姿勢をとるかぎり、将来ふたたび資産市場において価格バブルが生じた場合にどのように対処するかという疑問は解決されないことになる。

高金利政策は、資産市場価格が財市場から切りはなされているここ数年の現状には適切ではない。高金利政策をとれば、国民経済全体の所得と営業は伸び悩み、財務政治家は、危機において上昇するのが当然である国家債務を減らすという無理難題に直面させられることになる。

新たな価格バブルをベストに、国家債務の急激な増大をコレラにたとえるなら、これらのあいだの選択を回避するためには、新しい課税システムが必要となる。中央銀行、国家機関、超国家機関は、資産市場に信用が流入するのを制限すると同時に、実体経済の成長がさまたげられるのを予防しなければならない。価格バブルが生じた際には、これらの機関は資産価値購入にもちいられる信用だけに課税すべきであろう。そのためにはやはり、商業銀行の自己資本基準の再構築は不可欠である。

考 察

現在、ネル＝プロイニング研究所は労働政策および国際金融を研究の中心テーマとし、それらを核として企業倫理、国際金融秩序、財政・金融政策等の積極的な政策提言をおこなっている。ネル＝プロイニングが伝統的なキリスト教社会倫理をベースとしながら現代経済の難題に果敢にいどんだことを範として、後継者であるヘンクスバッハやエムズもまた、それぞれの専門領域から傾聴に値する見解を世界経済にたいして提起しつつづけている。

本稿で紹介したネル＝プロイニングおよびヘンクスバッハの資本主義経済秩序または民主的資本主義にかんする経済倫理的考察も、また実体経済の奉仕者としての金融の再定義ならびに資産市場への新たな課税という、エムズの国際金融秩序にかんする具体的提言も、いずれも経済理論および経済政策の観点から詳細な検討に値する。しかしここではその点には立ち入らず、冒頭にかかげた「カント

と経済倫理」という本稿の基本的な問題意識から限定的に、若干のコメントを試みたい。

まず基本事項として、ネル＝プロイニング研究所のキリスト教社会倫理はカント哲学とは一定の距離があることを確認しておかなければならない。とくにネル＝プロイニングは戦後の社会的市場経済論争において、経済的福祉を「統整的理念 (regulative Idee)」とする見解を「新カント主義」として批判している。その際、こうした見解が「ア prioriに認識可能な実質的な内容」を含まないとかが述べていることは、カトリック社会倫理に一定の影響をあたえたマックス・シェーラー (Max Scheler ; 1874-1928) の実質的価値倫理学にたいし、ネル＝プロイニングが比較的近い立場をとっていたことを推測させる (ちなみに前ローマ教皇ヨハネ・パウロ2世は哲学学生時代、マックス・シェーラーの批判的研究を博士論文のテーマに選んだ)。カルヴィニズムにおける社会的紐帯を度外視した世俗内労働の主観的「倫理」性、あるいは、私益追求をその結果としての公益増大によって正当化する初期自由主義の立場にたいしては、ネル＝プロイニングは個人倫理と社会倫理、私益と公益の連続性を強調している。この点において、道徳にかんして主観性と客観性を峻別する近代理論を彼は共有しない。戦後の社会的市場経済の主唱者を「新カント主義」と批判的に称した際、ネル＝プロイニングは、個人的動機と社会制度の分離をみとめず、公共善の観点からその両方を総合的にとらえることをめざしていた。その意味において、自由競争の帰結を事後的に調整する消極的な政策しか生み出さないと彼が評する「いわゆる」社会的市場経済論者は、倫理についての消極的な観点にとどまっているために不十分であると評価されている。

ヴェーバーは「匿名性・非人格性」をおびる証券市場に、道徳的な意味においてどちらかといえば否定的なニュアンスを読みとっていた。そのマイナス面が、結果としての公益増大に寄与するというのが、ネル＝プロイニングが『証券市場のモラル』で指摘していたカルヴィニズム的・古典自由主義的パラドックスである。ヴェーバーはどちらかといえばこのパラドックスに共感をよせていたように思われる。これとは対照的にネル＝プロイニングは、一般的に専制的になりがちである株式会社の各内部組織にくらべ、証券市場は、価値中立的で各人に開かれ、それゆえ民主的観点からみて望ましい制度であるとする。そして証券市場は、また一般に市場はそれを長期にわたって停止した際に闇市場が登場するといわれるように、交換欲求を充た

す機能を持ち、そのためにもその公正な制度が保持される必要がある。そのうえで彼は、公益と私益の等根源性を主張しているといえよう。つまり、両者は別次元に属し、パラドックス的にのみむすびつくのではなく、公共善は個人の自由な営利活動と社会全体の制度的調整の両方が充たされてはじめて実現可能である。この点は「新カント主義者」だけではなく、カント自身にもみられる、そしてその意味においてシェーラーによって批判された道徳の近代主義的・自由主義的理解との大きなちがいである。

もっとも、キリスト教社会倫理にも多様性があり、総称としてそれを用いるとしてもそれとカント倫理学との関連性は単純ではない。これは一つの推測ではあるが、第二次世界大戦後、西欧自由主義が西ドイツに入ってきた際、19世紀ドイツの哲学的伝統は大幅に相対化された。この伝統は、古くはフィヒテの「閉鎖的商業国家」構想においてもっとも先鋭的な形で表現されるように、自由主義的思想への根深い反発によって特徴づけられる。これにたいし現在のドイツの大学においては、ことさらに「ドイツ哲学 (deutsche Philosophie)」を論じることは敬遠されると思われる。その点を考慮に入れば、ここでわずかに紹介したなかからも読みとることができるように、1920年代後半においてネル＝プロイニングは、自由主義的・民主主義的思想にたいしてキリスト教社会倫理の観点から一定程度の共感をしめした点において、新カント主義、現象学、マルクス主義、ナショナリズムが入り乱れる当時の思想状況においては固有の地歩をしめていたといえる。

戦後において新カント主義が影響力を低下させた時期、つまり実存主義または批判理論が台頭してきた時期、「中欧 (Mitteleuropa)」としての伝統的な地位を捨て、西側自由主義陣営として再出発するにあたって、西ドイツの知識人は、第一次世界大戦当時のドイツにおいては明らかに批判的なトーンをおびていた「自由主義 (Liberalismus)」の内実を正確に規定する必要性にせまられた。その際フランス革命当時のカント法・政治哲学における個人の幸福追求の自由、言論の自由、信仰の自由、共和的政体にかんする所説は相応の影響力をもっていた。ハーバーマスが『公共性の構造転換』(1961年)において、カントにおける公共性、または公開性 (Publizität) 概念に着目したこと (文献11) は、戦後ドイツにおける民主主義・自由主義の実質的な定着過程においてカントの規範理論が果たした役割を象徴している。さらに70年代以降になると、公共性を介在させた私有財産権、人格の尊厳を基調とする家族法論

をはじめ、公法論とは独立にカント私法論の所説がドイツの実践哲学において注目を集めることになる (文献12,13)。こうした動向をみると、カント自身が18世紀末当時、フランスにおける封建的隷属関係からの「解放 (liberté)」およびイギリス・アメリカにおける経済的「自由 (freedom)」それぞれの背景となる思想すなわち合理主義ならびに経験主義を、交易都市ケーニヒスベルクの地政学的制約のなかでもに見えながら、独自の規範的観点からの自由主義を構想していたと考えうることは重要な論点である。私はこうしたカント独自の自由主義の構想を「規範的自由主義」と規定したいと考えるが、これはカント自身の法・政治哲学においてはかならずしも充分体系的に展開されておらず、かれの道徳哲学的著作との関連から推察し再構成するほかはない。

ネル＝プロイニング研究所の近年の研究成果および政策提言においては直接間接にカント哲学に関連する内容があらわれる。とりわけ上述のヘンクスバッハの所説のなかで、経済行為における対自然関係・対他関係・対自関係の分析にあたって、人格・個人 (Person) の尊厳が自己命令、自由意志および帰責性にもとめられている点は、まさしくカントの立論と合致する (文献1第1章を参照)。また、「所有と経営の分離」の過程において労働力提供者ならびに資本提供者が、ともに企業経営における民主的意志決定機構に参加する体制が必要であるという見解は、「民主的生活形式」一般の規定とともに、カントの想定する「公共性・公開性」の理念のひとつの具体的な展開例として解釈することも可能であろう。そもそも社会的市場経済の構想そのものがその本来の姿においては、自由競争の事後的調整ではなく、基本法における「人間の尊厳」に基づく個人の生存権をベースとし、所有権をそれに従属するものととらえる見解から出発していた。この「人間の尊厳」は国籍を前提としない普遍妥当性をもつことが明示されている。経済的正義を論じるさい、つねに国内問題と国際的・世界的問題がそれぞれ密接に関連づけられることは、エムズの国際金融秩序論における政策提言も含めたネル＝プロイニング研究所だけではなく、環境シンクタンクであるヴッパータール研究所 (文献2) やエコロジ的・倫理的企業評価の試みにも共通して指摘しうる顕著な特徴である。語の本来の意味での「人権外交」が、実質的な経済的正義の観点から探求されているともいえよう。

以上より、ネル＝プロイニング研究所の理論的・実践的活動をカント哲学との関連から考察するさいには、まずは

カントが断片的に提示した「規範的自由主義」を哲学的・歴史的観点から再構成することが必要となる。そのうえで、「人間の尊厳」をはじめとする普遍妥当なカント的理念が、経済秩序の規範的基礎となりうる可能性を探求すべきであろう。

参考文献

- 1) Kiriara T : Verbindung freier Personen : Zum Begriff der Gemeinschaft bei Kant und Scheler. Königshausen & Neumann Verlag, München (2009)
- 2) 桐原隆弘 : 世代内倫理に立脚する環境正義－ヴッパータル研究所の理論的支柱としての『公正な未来』（2005年）と「ドイツ社会理論」]. 水産大学校研究報告第56巻第1号. 下関, 61-74 (2007)
- 3) 桐原隆弘 : 〈戦後世代人間学〉とマックス・シェーラー【カントの人間像の復権】. 社会思想史学会（編）. 社会思想史研究No.29. 東京, 136-154 (2005)
- 4) 桐原隆弘 : 世俗的言語への「翻訳」と民主主義【公共的理性と宗教の関連をめぐるハーバーマスの見解をめぐって】. 社会思想史学会（編）, 社会思想史研究 No.33. 東京, 116-132 (2009)
- 5) Roos L : Nell-Breuning, Oswald von. In : Rolf H / Schneider H / Weigelt K (Hrsg.) : Lexikon Soziale Marktwirtschaft. Ferdinand Schöningh Verlag, Paderborn (2004) , Konrad-Adenauer-Stiftung: Kopfe der Sozialen Marktwirtschaft, <http://www.kas.de/wf/de/71.5891/>
- 6) Nell-Breuning O : Grundzüge der Börsenmoral (Reprint der Ausgabe von 1928). LIT Verlag, Münster/Hamburg/London (2002)
- 7) Weber M : Die Börse (1894). In: Weber M : Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre. Institut für Pädagogik der Universität Potsdam (1999), <http://141.89.99.185:8080/uni/professuren/e06/a/a/ha/WL.pdf>
- 8) Waibl E : Ökonomie und Ethik, Frommann-Holzboog, Stuttgart-Bad Cannstatt (1988)
- 9) Hengsbach F SJ.: Menschenwürde als kritischer Maßstab wirtschaftlicher Entwicklung. In: Brose T / Lutz-Bachmann M (Hrsg.) : Umstrittene Menschenwürde. Beiträge zur ethischen Debatte der Gegenwart. Verlagsgesellschaft Benno-Bernward-Morus mbH, Hildesheim (1994), 177-197
- 10) Emunds B/Reichert W: Finanzwirtschaft – kein Selbstzweck. Die Finanzwirtschaft trifft vor allem die Schwellen- und Entwicklungsländer. In: Herder Korrespondenz (Mai 2009), H. 5, Oswald von Nell-Breuning Institut für Wirtschafts- und Gesellschaftsethik (2009), 237-241
- 11) 西田雅弘 : カント市民社会論の歴史的社会的様相－ハーバーマスの「市民的公共性」の概念を手がかりに－. 『下関市立大学論集』第51巻第1・2・3合併号. 下関, 99-114 (2008)
- 12) Brandt R : Eigentumstheorien von Grotius bis Kant. Friedrich Frommann Verlag, Stuttgart-Bad Cannstatt (1974)
- 13) Kersting W : Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie. Walter de Gruyter, Berlin (1984)

注

注1) 社会研究所は初期市民社会における自由・自立の理想にもとづいて、非宗教的な観点から社会問題を考察してきた。マルクス主義の研究所としての長い伝統もあるため、同研究所の研究動向はキリスト教社会倫理とは一定の緊張関係にある。なお、同研究所第二代所長であり、カント研究者として出発したホルクハイマーと、カトリック社会倫理に影響をあたえたマックス・シェーラーの関連にかんしては、文献3を参照。また近年では「フランクフルト学派第二世代」とよばれたユルゲン・ハーバーマスが、ドイツ人ローマ教皇ベネディクトゥス16世（ヨーゼフ・ラツィンガー）にたいし、宗教と世俗的・公共的理性の関連をめぐる論争をいどんだ。この論争をめぐる、中世哲学、カント哲学、および晩年におけるホルクハイマー宗教哲学の研究者であるフランクフルト大学のマティアス・ルッツ＝バッハマン（Matthias Lutz-Bachmann, 1952-）がハーバーマスへの批判の形で議論を継続していることも注目に値する。この点にかんしては、文献4を参照。

注2) 資本主義的な生産様式・流通様式の発生にともなう社会関係の匿名化・非人格化にかんするこの箇所におけるヴェーバーの分析は、のちに『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（1904年）においても同様にみられる。